



千葉県
行政書士会

東葛支部だより

令和2年7月号

第122号(夏季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台316-17 TEL：04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：関谷一和 齋藤三博 嶽崎眞里子 飯田利治

社会に貢献する行政書士 伊佐支部長の挨拶



伊佐 智 東葛支部長

支部会員の皆様方には、平素より支部並びに政治連盟の運営に多大なるご理解とご協力

を賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の流行により4月7日に緊急事態宣言が発出されたことなどから延期となっていた支部定時総会は、5月25日の全面解除宣言を受けて、6月21日に無事開催することができました。困難な状況の中、ご出席いただきました会員の皆様、委任状による出席にご協力くださいました皆様、準備・運営にご協力くださった皆様に、あらためて御礼を申し上げます。

今、日本では、感染症により停滞した経済を活性化するため、様々な融資、給付金、補助金などの支援策が提供されています。こうした状況の中、様々な行政手続きに精通した

我々行政書士が、事業者や市民の不安や悩みに関する相談に応え、必要書類の作成や申請も行えることを広く周知し、身近な頼れる法律家として認知していただくことが、行政書士制度の発展につながるものと考えております。そうした考えから、令

和2年度の事業運営については、市民に対して行政書士制度を広く浸透させるため、行政書士制度広報月間並びに各市で開催している市民無料相談会の活動に力を入れて参ります。まずは、感染拡大防止のため休止していた各地区における市民無料相談会を、7月から電話相談という形で再開し、新型コロナウイルス関連支援策についての相談も受け付けることで、社会に貢献するとともに行政書士の認知度向上を図ります。

これからの支部事業は、政府が提言した「新しい生活様式」を実践し、

新型コロナウイルス感染症対策

電話相談のご案内

7月から

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月から東葛支部管内5市全てにおいて、対面による市民相談会の中止を余儀なくされてきましたが、社会貢献及び行政書士制度の広報活動を目的として、7月から電話相談の実施を図ります。

記

実施期間：令和2年7月から対面による相談会再開まで（必要に応じて対面による相談会再開後も継続）

相談日時：毎週火曜日・金曜日 13:00～15:00

相談時間：1人あたり20分程度

相談内容：新型コロナウイルス感染症関連の支援制度の案内、遺言・相続手続き

（市民相談部長 岩本章子）

感染拡大防止を意識しながら行う必要があります。支部研修、業務研究会、交流会等につきましても、場合によりweb会議システム等を利用して開催して参ります。しばらくは手探りで支部運営が続くと思われませんが、今後も皆様方のより一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(東葛支部長 伊佐 智)



冒頭挨拶する伊佐支部長

待望の支部定時総会 6月21日(日)無事開催

5月16日(土)の開催が予定されていた東葛支部の定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期されていたところ、去る6月21日(日)に無事開催することができました。

例年5月に開催され、今年度も5月16日(土)の開催が予定されていた東葛支部の定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から4月6日付で本会から延期要請があったことや、千葉県を対象として緊急事態宣言が発令されたこと等を考慮して、4月17日付で延期が発表されていました。

この支部総会が開催できない間、今年度の事業計画が定まらない、予算が執行できないなど、かつてない困難に直面した執行部は、伊佐支部長を中心に正副支部長会、幹事会の特例的運用などによって持ちこたえ、5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、今年度の定時総会を6月21日に開催することができました。



司会は福島光三会員

6月21日(日)午後3時より、柏商工会議所401会議室において開催された令和2年度東葛支部定時総会は、出席者全員にマスクの着用が要請され、発熱など体調不良の方の入室を制限し、可能な限り規模を縮小して開催すると共に、時間短縮のため議事進行を一部省略するという異例の対応が取られました。



議長に木川敏子会員(写真左)
副議長に平井賢俊会員を選任

流山商工会議所

新型コロナウイルスによる会議所会員相談対応に 当支部会員が協力

流山商工会議所「中小企業相談所」の相談件数が、新型コロナウイルスの影響により3月上旬ごろから顕著に増加、全国でも数名しかいない女性会頭である田口氏と行政書士などが所属する部会の会長を含めた役員・所員の方々が今後の対応の打合せを重ねられた結果、3月下旬ごろ、部会の会長より部会活動の一環として、部会員専門職(行政書士を含めた各士業等)宛に相談補助協力要請がありました。

当支部からは、会議所会員でもある関谷一和広報部長を含めた6名の会員が、この協力要請を受諾、3密に細心の注意を払ったミーティングに参加し、他士業を含めた支援プロジェクトチームのメンバーに選出されました。

行政書士に期待されている主な業務は、各種申請の補助協力になりますが、現在、持続化給付金申請サポート会場が流山商工会議所に設置されている為、県の支援金



流山商工会議所

申請相談補助協力が主な業務となっています。

今後は、閣議決定されました家賃支援給付金の申請相談業務の増加が見込まれますので、行政書士メンバーにはこちらへの協力も期待されています。

今回は緊急事態での応援協力になりましたが、地域企業を支援している商工会議所の活動に、これまで以上に協力していくことが、今後の行政書士による社会貢献活動のひとつになるのではと思います。

(広報部 飯田 利治)

飯島副支部長による開会宣言の後、伊佐支部長が挨拶に立ち、行政書士を取り巻く社会の現状認識と今後の戦略について述べました。

続いて司会者より、議長に木川敏子会員が、副議長に平井賢俊会員が指名され、また議長より、議事録作成人として齋藤三博会員が、議事録署名人として渡邊英子会員と藤田公俊会員が指名され、議事が始まりました。



報告する支部長その他の支部役員

議事は終始順調に進み、令和元年度の事業報告と決算及び監査報告、令和2年度の事業計画案と予算案それぞれについて、伊佐智支部長、羽田久美子総務部長、岩本章子市民相談部長、飯島孝研修部長、関谷一和広報部長、大澤康人親睦部長、互井佐和会計幹事・味岡吉賢会計幹事の順に総会資料に基づいて報告と提案がなされ、また加藤拓也会計監事及び高山博子会計監事からは令和元年度の監査報告がなされました。採決の結果、いずれも承認可決されました。

午後3時25分、関谷副支部長によって閉会が宣言され、令和2年度東葛支部定時総会は無事に終了いたしました。



密集を避けた会場の様子

会員に対し最小限の人数による開催を要請した異例の支部総会でしたが、会場の出席者は支部役員を中心に29名、委任状による出席者は225名で、合計254名によるこの会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に大いに寄与したものであると思われま

(広報部 齋藤 三博)

4月以降の会議(報告)



○会計監査：

4月1日(水) 18:00～
流山おおたかの森ホールにて

市民相談会(電話相談)再開について

○第1回正副支部長会議(web会議)：

4月14日(火) 18:00～
総会延期と今後の対応について

○総務部会：

6月5日(金) 14:00～
羽田事務所にて
総会準備

○第1回幹事会(web会議)：

4月23日(木) 18:00～
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う特別措置について

○第3回正副支部長会議(web会議)：

6月17日(水) 18:00～
総会準備

○第2回正副支部長会議(web会議)：

5月12日(火) 18:00～
総会準備について

○令和2年度定時総会：

6月21日(日) 15:00～
柏商工会議所401会議室にて
(総務部長 羽田 久美子)

初めてのWeb会議

いかがでしたか？

初めての試みでしたが、大きなトラブルもなく開催できました。参加してくださった役員の皆様には感謝申し上げます。リアルな会議のときと同じように、活発な議論ができたのではないのでしょうか。もちろん、実際に会って話すことも大切です、リアルならではの良さもあります。一方で、便利なツールを使うことで、新しい可能性にチャレンジすることもこれからは必要になっていくと考えます。web会議も回数を重ねることで、よりリアルに近い会議になっていくかと思えます。新しい試みへのチャレンジを恐れず、会員の皆様に有益になると思われることを積極的に取り入れていきたいです。

(総務部長 羽田久美子)

羽田総務部長がメールで送ってくださったURLをクリックするだけで、簡単に参加することができました。画面に懐かしい顔がずらりと並び、その人の発言や表情が瞬時に全員に伝わるさまは、未来のような現実であり、感動的でした。

私のような遠い地区から柏の会議に出席するのはひと苦労ですが、このようなWeb会議でしたら参加しやすいですね。研修会にも活用できると思いました。

(広報部 齋藤三博)

業務情報

自筆証書遺言書保管制度が始まります

(1) 制度の概要

既にご存じの方も多いかと思いますが、7月10日より、自筆証書遺言書保管制度が始まります。

(法務省からの案内：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

この制度は、自筆証書遺言書(以下、「遺言書」といいます。)の紛失・亡失、若しくは相続人による遺言書の廃棄・隠匿・改ざんなどによって相続をめぐる紛争が生じることを防ぐために、「法務局における遺言書の保管等に関する法律(以下、「法」といいます。)」などの法令に基づき、公的機関である法務局のうち法(第2条)によって「遺言書保管所」と指定された法務局(千葉県の場合、千葉地方法務局本局、市川支局、船橋支局、館山支局、木更津支局、松戸支局、香取支局、佐倉支局、柏支局、匝瑳支局、茂原支局)において、遺言書を保管することとした、というものです。

(2) 制度の特徴

①遺言書保管所で保管する以外に、自宅の仏壇や金庫等で保管することも可能であり、保管方法は任意である(申請主義、法第4条)

②遺言者の死亡後、相続人の一人に対して、保管されている遺言書に係る証明書を交付したり、遺言書の閲覧をさせた場合、他の相続人等に、当該遺言書が保管されている旨を通知する(法第9条第5項)

③遺言書保管所に保管された遺言書については、他の方法で保管していた自筆証書遺言書の場合と異なり、家庭裁判所の検認は不要である(法第11条)などが特徴として挙げられます。

(3) 行政書士業務との関係で注意すべき点

①遺言書の保管申請は本人出頭義務が課されている(法第4条第6項、法第5条)ことから、そもそも代理申請を行うことができない(法務省提供、「自筆証書遺言書保管制度についてのQ&A N0.6」参照)

②保管された遺言書を遺言者が閲覧したり(法第6条)、撤回する場合(法第

8条)も、①と同様に本人出頭義務があることから、そもそも代理申請を行うことができない、と考えられる

③一方、保管申請に係る書類の作成は、司法書士法第3条第1項第2号に該当する司法書士の専管業務と法務省は捉えている

④遺言者の死亡後、関係相続人等が遺言書保管所において、遺言書情報証明書の交付請求を行う場合(法第9条)や、遺言書保管事実証明書の交付請求を行う場合(法第10条、この請求は何人も行うことができる)、当該申請に係る書類の作成は、行政書士等がその業務に関する根拠法令等によって業務とされている事務を行うにあたり、当該事務の附随業務として認められるときは、行政書士等も行うことができると考えられていることに、我々行政書士は注意すべきであると思われる。

従って、遺言者本人が遺言書保管所に出向き遺言書の保管(閲覧・撤回を含めて)を申請する際、行政書士が、介助のためではなく、遺言書起案業務の延長として法務局に付き添い、本人の承諾を得て、書類作成を「代行」することなどについては、慎重な判断が求められます。

なお、本制度は、もともと全国的な問題となっている所有者不明土地対策の一環として相続登記を促進するための手段として検討されたという経緯があることから、不動産登記法におけるのと同様の解釈がとられがちな傾向にあるようですが、遺言書が不動産のみならずおおよそ遺言者が有する全ての財産の承継に関する重要な「権利義務又は事実証明に関する

書類」であることは議論のないところでしよう。また、遺言書の保管の効果は不動産登記を超えた遺言者の最終意思の実現にあることを法務省自身も認めています。

そこで、日本行政書士会連合会は、現在、「遺言書の保管申請に係る書類の作成も、行政書士業務の附随業務として行える」という見解への理解を求めて、法務省や総務省などと協議を重ねています。

また、遺言書保管所に保管された遺言書について家庭裁判所の検認が不要とされている点についても、法律の制定過程で法務省が全銀協などと協議・調整を行ったという情報は確認できていません。そのため、検認を経ない当該遺言書が、相続手続の現場で、銀行担当者等からどのように取り扱われるか不透明である、などと言った疑問も残っています。

本制度が真に国民の利便に資する手続として普及定着するためには、こうした疑問を一つずつ解消していく必要がありますが、「身近な街の法律家」として行政書士がこうした問題の解決に果たせる役割には大きなものがあります。

今後の行政庁や金融機関等の動向を注視しつつ、依頼者の意思に寄り添い、遺言公正証書の利用も検討しながら、行政書士にしかできないアプローチで本制度の改善に寄与する意識を持って、遺言書に係る業務に臨む必要があると思われる。(広報部長 関谷一和)

支部会員の動向

(令和2年5月末現在)

個人会員	431名
法人会員	2名
合計	433名

編集後記

今月号から、東葛支部だよりの誌面をリニューアルしました。いかがでしょうか。

この支部だよりは東葛支部会員だけでなく、他の支部や東葛管内の各市にもお届けしています。

そこで支部外の方々にも、分かりやすく読みやすく、東葛支部の情報をお伝えすることを目指しました。

具体的には、表題や見出しを工夫したり、三段組にしたり、縦書き記事を入れたり、ヘッダーを入れたり・・・そのほか色々、試してみました。

飽くまで上品に、そして分かりやすく読みやすい紙面を目指し、いろいろと試行する広報部二年生が始まります。

(広報部 齋藤三博)